平成２３年（フ）第６５号
福岡県遠賀郡芦屋町江川台13番３号
債務者　柴田　之子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７４号
北九州市小倉北区熊谷１丁目29番22―609号
債務者　芳川　仁基
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７５号
北九州市小倉北区熊谷１丁目29番22―609号
債務者　芳川　奈央（旧姓入口）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７７号
北九州市門司区東新町２丁目９番14号　柏木アパート１Ｆ
債務者　井上　敏子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目214番地　ウイング錦302号
債務者　奥村　　武
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台28番403号
債務者　藤井　敏子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８７号
北九州市八幡西区大平３丁目３番19号
債務者　衛藤　奈美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１号
青森県八戸市下長２丁目15番14号　ヴァルトプラッツＡ―102、前住所北海道函館市末広町13番２号
債務者　岡田　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１５６８号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目９番18―108号、従前の住所神戸市垂水区小束山２丁目13番地の15
債務者　水原　伸典
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５６９号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目９番18―108号、従前の住所神戸市垂水区小束山２丁目13番地の15
債務者　水原嘉代子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１号
神戸市兵庫区大開通５丁目２番24号ニュー大開マンション105号
債務者　長田　英雄
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７６号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番513―101号
債務者　山本喜代子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７７号
神戸市中央区東川崎町６―４―３興和荘、住民票上の住所神戸市兵庫区西出町１丁目19番２―411号
債務者　山﨑　惠子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５号
広島県福山市松永町４丁目16番56―901号　ニュー聖和、旧住所広島県福山市神村町4424番地の26
債務者　鈴木　説治
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３２号
広島県府中市出口町770番地１
債務者　作田マリテスこと　ＳＡＫＵＤＡ　ＭＡＲＩＴＥＳ　ＣＥＬＥＳＴＩＮＯ
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２３９号
山口市三和町16番８―102号
債務者　松井　七郎
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
山口県防府市桑山２丁目６番24号
債務者　山田　孝司
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係